

目 次

規 程	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部改正・・・	2
公平委員会規則	
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	7

## 新潟県市町村総合事務組合規程第1号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成16年規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第9条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者、<u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通職業訓練（短期課程のものを除く。）若しくは高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者、同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）を受ける者又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これに</u></p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第9条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者<u>又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）</u>であって学資の支弁が困難で</p>

改正後	改正前
<p>類するもの（以下この条において「<u>教育訓練等</u>」という。）として管理者が定めるものを<u>受ける者</u>（以下「<u>在学者等</u>」という。）であって学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（以下この項において「<u>学資等</u>」という。）の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>20,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、<u>専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者</u>、<u>公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者</u>、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受取る者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受取る者 月額 <u>19,000円</u></p> <p>(4) 大学、高等専門学校の第4学年若しくは第5学年若しくは専修学校の専門課程に在学する者、<u>公共職業能力開発施設において</u></p>	<p>あると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の<u>高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者</u>、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受取る者 月額 <u>18,000円</u></p> <p>(4) 大学、高等専門学校の第4学年若しくは第5学年若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は<u>公共職業能力開発施設におい</u></p>

改正後	改正前
<p>普通職業訓練を受ける者（前号に掲げるものを除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000円</p>	<p>て普通職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者 月額 39,000円</p>
<p>3～7（略） （就労保育援護金の支給）</p>	<p>3～7（略） （就労保育援護金の支給）</p>
<p>第10条（略） 2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき、月額8,000円とする。 （障害特別援護金の支給）</p>	<p>第10条（略） 2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき、月額12,000円とする。 （障害特別援護金の支給）</p>
<p>第14条（略） 2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 イ 第1級 <u>1,435万円</u> ロ 第2級 <u>1,395万円</u> ハ 第3級 <u>1,350万円</u> ニ 第4級 <u>865万円</u> ホ（略） へ 第6級 <u>620万円</u> ト 第7級 <u>500万円</u> チ（略） リ 第9級 <u>255万円</u> ヌ 第10級 <u>200万円</u> ル 第11級 <u>150万円</u> ヲ 第12級 <u>110万円</u> ワ 第13級 <u>80万円</u> カ 第14級 <u>50万円</u> (2)（略）</p>	<p>第14条（略） 2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 イ 第1級 <u>1,540万円</u> ロ 第2級 <u>1,500万円</u> ハ 第3級 <u>1,460万円</u> ニ 第4級 <u>875万円</u> ホ（略） へ 第6級 <u>615万円</u> ト 第7級 <u>485万円</u> チ（略） リ 第9級 <u>250万円</u> ヌ 第10級 <u>195万円</u> ル 第11級 <u>145万円</u> ヲ 第12級 <u>105万円</u> ワ 第13級 <u>75万円</u> カ 第14級 <u>45万円</u> (2)（略）</p>
<p>3（略） （遺族特別援護金の支給） 第15条（略）</p>	<p>3（略） （遺族特別援護金の支給） 第15条（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,735 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>1,045 万円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,735 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>1,045 万円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は法施行規則別表第 3 に定める第 7 級以上の障害等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,215 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>730 万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>695 万円</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第 24 条の 2 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者(以下「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して 10</p>	<p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,860 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>1,055 万円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,860 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>1,055 万円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は法施行規則別表第 3 に定める第 7 級以上の障害等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>1,302 万円</u></p> <p>ロ 通勤による死亡の場合 <u>740 万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 公務上の死亡の場合 <u>744 万円</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第 24 条の 2 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者(以下「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して 10</p>



改正後	改正前
<p>年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、管理者は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は<u>随時</u>介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に<u>又は随時</u>介護を要するもの</p>	<p>年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、管理者は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「新規程」という。）第9条第2項第1号、第2号及び第3号並びに第10条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における令和6年4月1日前から引き続き第10条第1項に該当する者に対する新規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは、「8,000円（令和6年4月1日前から引き続き保育児である者にあつては、10,000円）」とする。
- 3 新規程第14条第2項第1号及び第15条第2項第1号から第3号までのこの規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和6年6月17日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

**新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号**

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
6 燕 市		6 燕 市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 (総務課関係) 副参事(総務係及び人事係の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 主査、主任及び主事(人事係の職員に限る。) (広報秘書課関係) 副参事(秘書係の職務を担当する職員に限る。) 秘書係長 主査、主任及び主事(秘書係の職員に限る。) (企画財政課関係) 副参事 専門員 主査 主任 主事 (こども未来課関係) 主任保育指導主事 保育・幼児教育指導主事 保育指導主事		福祉事務所長 (総務課関係) 副参事(総務係及び人事係の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 主査、主任及び主事(人事係の職員に限る。) (広報秘書課関係) 副参事(秘書係の職務を担当する職員に限る。) 秘書係長 主査、主任及び主事(秘書係の職員に限る。) (企画財政課関係) 副参事 専門員 主査 主任 主事 (こども未来課関係) 主任保育指導主事 保育指導主事
	(略)		(略)
	監査委員 事務局		事務局長 参事 副主幹
(略)		(略)	
保 育 所	園長 保育園長代理	保 育 所	園長
(略)		(略)	
認定こども園	園長  こども園長代理	認定こども園	園長
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。